

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

平成 2 9 年 1 月に行われた部下職員に対して、業務後のミスに激しく叱責を行い、怪我はなかったものの、職務上必要かつ相当な範囲を超え、身体的な攻撃を行ったパワーハラスメント行為。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者 1 名

内容	処分年月日
減給	令和 2 年 1 1 月 1 3 日

上記事案の管理監督責任に対する処分

対象者 1 名

内容	処分年月日
戒告	令和 2 年 1 1 月 1 3 日

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

令和元年 1 0 月から令和 2 年 4 月末にかけて行われた、部下職員に対するパワーハラスメント事案

事案（１）

部下職員に対して、職務上必要かつ相当な範囲を超え、身体を叩いたもの。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者 1 名

内容	処分年月日
戒告	令和 2 年 1 1 月 1 3 日

事案（２）

部下職員に対して、私的なことに過度に立ち入る言動を繰り返した行ったもの。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者 1 名

内容	処分年月日
戒告	令和 2 年 1 1 月 1 3 日